

## 議案第10号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第135号）の施行並びに第7期富津市介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料額の設定を行うとともに、保険料の判定に新たな控除を用いる変更を行うほか、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行等に伴い、過料を科す対象者の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「31,800円」を「34,200円」に改め、同項第2号及び第3号中「47,700円」を「51,300円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「61,560円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「76,320円」を「82,080円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を削り、「をいう。以下」を「（以下「合計所得金額」という。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において）」に改め、「未満で」の次に「ある者で」を加え、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を削り、同項第7号中「79,500円」を「88,920円」に改め、同号ア中「125万円」を「200万円」に改め、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を削り、同項第8号中「82,680円」を「102,600円」に改め、同号ア中「125万円」を「200万円」に、「190万円」を「300万円」に改め、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を削り、同項第9号中「89,040円」を「116,280円」に改め、同号ア中「190万円」を「300万円」に、「200万円」を「400万円」に改め、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を削り、同項第10号中「95,400円」を「123,120円」に改め、同号ア中「200万円」を「400万円」に、「290万円」を「500万円」に改め、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を削り、同項第11号中「101,760円」を「129,960円」に改め、同号ア中「290万円」を「500万円」に、「400万円」を「600万円」に改め、同号イ中「、次号イ又は第13号イ」を削り、同項第12号及び第13号を削り、同項第14号中「120,840円」を「136,800円」に改め、同号を同項第12号とし、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「28,620円」を「30,780円」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富津市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。